

訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

〔2026年7月1日現在〕

医療生協さいたまの訪問看護事業所および介護予防訪問看護事業所は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護および介護予防訪問看護を提供します。

■事業者の概要

●名 称：医療生協さいたま生活協同組合

●住 所：埼玉県川口市木曽呂1317

●代表者：代表理事 増田 剛

●電 話：048-294-6111

●FAX：048-294-1490

●医療機関・事業所数

病 院〔5〕 診療所〔8〕 歯科診療所〔4〕 訪問リハビリテーション〔5〕

訪問看護ステーション〔14〕 通所リハビリテーション〔12〕

居宅介護支援〔17〕 訪問介護ステーション〔16〕

定期巡回随時対応型訪問介護看護〔12〕 夜間対応型訪問介護〔4〕

看護小規模多機能型居宅介護〔4〕 小規模多機能型居宅介護〔7〕

認知症対応型共同生活介護〔5〕 介護老人保健施設〔2〕

特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）〔1〕

地域包括支援センター〔4〕 在宅介護支援センター〔2〕 <2025年7月現在>

■運営方針

サービスの提供にあたっては、利用者である要介護者などの意思および人格を尊重し、常に利用者の立場にたって行います。利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練をおこなうことにより、利用者の社会的孤立感の解消、および心身の機能の維持・向上、ならびに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

■サービスを提供する指定事業所の概要

●事業所名：医療生協ケアセンターひだまり

●所在地：春日部市谷原2-4-12 2階

●介護保険事業者番号：1160690065

●指定年月日：指定訪問看護 2001年12月1日（更新日 2020年12月1日）

指定予防訪問看護 2006年 4月1日（更新日 2024年4月1日）

●管理者：森田 綾香（看護師）

●職員体制：看護師 常 勤 5名・非常勤 5名

保健師 常 勤 0名

理学療法士 常 勤 2名

作業療法士 常 勤 1名

言語聴覚士 常 勤 0名

事務職員 事務スタッフ 1名・非常勤 1名

- 通常の事業の実施地域：春日部市、さいたま市岩槻区

※上記地域以外の方はご相談ください。

- 営業日・時間：月曜日～土曜日（祝日を含む） 8時30分～17時30分
- 休業日：日曜日、12月30日～1月3日

■サービス内容

- 全身状態のチェックや予防、手当
血圧や脈、呼吸の状態、体温、顔色や皮膚の状態、浮腫(むくみ)の有無などのチェック。食事や排泄の指導、床ずれの予防や手当、点滴の管理、寝たきり予防のリハビリテーションなど。
- 医療機器の管理
経管栄養・尿の管・在宅酸素・人工呼吸器などの管理や指導、その他の医療機器の管理。
- 身体介護
入浴介助、排泄介助、体位交換、清拭・洗髪、着替えの介助、オムツ交換など
- 福祉や医療に関する相談
国や県、市町村の福祉・医療に関する制度の紹介や利用方法の説明。介護の指導や相談、医療に関する相談など。

■利用料

介護保険による料金は厚生労働大臣が定めた費用額です。訪問看護及び予防訪問看護の利用料は契約書別紙を参照ください

■サービスの利用方法

○サービスの利用開始

- ①まずは、電話等でお申し込みください。事業者がご自宅を訪問して、サービスの内容をご説明しながら、利用者本人の要望や様子などについてお話をうかがいます。
- ②要介護1～5（介護給付）の方で担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）が決まっている場合は、その介護支援専門員にご相談の上、お申し込みください。
- ③要支援1・2（予防給付）の方は担当の地域包括支援センターまたは介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談の上、お申し込みください。
- ④契約を結び、サービスの提供を開始します。

○サービス利用契約の終了

- ①利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。解約料等は発生しません。
- ②事業者の都合でサービス利用契約を終了する場合
事業所の移転、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。また、担当のケアマネジャーにも同様に通知いたします。
- ③以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービス利用契約を終了いたします。
 - ・利用者が介護保険施設に入所された場合
 - ・利用者の要介護状態区分または要支援状態区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ・利用者がお亡くなりになった場合

④禁止行為があった場合

サービス従業者に対して、利用者、家族等から以下のような行為があればハラスメントに該当し、契約解除になります。

- ・身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為
(たたく、ひっかく、つねる、かみつく、物を投げる、唾を吐く、蹴る など)
- ・精神的暴力：個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
(威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽なサービスを要求するなど)
- ・セクシャルハラスメント：意に沿わない性的な誘いがけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為(必要もなく手や腕などを触る、抱きつく、卑猥な言動を繰り返すなど)
- ・ストーカー行為：つきまとい行為
(自宅の住所や電話番号を聞く、待ち伏せをするなど)
- ・以上のほかに、サービスの提供を困難にする行為や正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合

⑤事業者または事業所の運営に支障を与える行為

利用料の滞納：2か月分引き落としができなかった場合

⑥災害時の対応について

大規模な自然災害、パンデミックが発生した場合予定されている訪問ができなくなる場合があります。その場合は事業所よりお知らせ、ご相談いたします。

⑦その他

事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が破産した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

利用者や家族等が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

■サービスの利用にあたっての留意事項

○訪問看護計画・介護予防訪問看護計画の作成と交付

担当の介護支援専門員の作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」(「介護予防サービス計画」)にそって、主治医による「訪問看護指示書」および、利用者一人ひとりのご要望と日常生活全般の状況をふまえた「訪問看護計画書」(「介護予防訪問看護計画書」)を作成してケアをおこないます。この「訪問看護計画書(「介護予防訪問看護計画書」)」は、利用者または家族に説明し、同意を得た上でお渡しいたします。

○サービス内容の変更

利用する曜日や内容の変更を希望される場合は、遠慮なく当事業所の管理者または看護師、担当の介護支援専門員および地域包括支援センター担当者にご相談ください。

○サービスの中止(キャンセル)の場合のご連絡

利用者側の都合により、利用中止(キャンセル)する場合は、中止する日の前営業日の午後5時までに連絡ください。(連絡先048-792-0531)但し、利用者の緊急入院やその他やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。なお、月曜日の利用を中止する場合は、前日の日曜日は営業日ではないので、土曜日が前営業日になります。

同様に1月4日の利用を中止する場合は、前年の12月29日が前営業日となります。

連絡いただけない場合は、キャンセル料金3,000円を請求させていただきます。

○理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものです。

■緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てをおこなうとともに、速やかに主治医、ご家族等および担当介護支援専門員等に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

■事故発生時の対応について

従業者教育やリスクマネジメントにより事故の防止に努めます。それにもかかわらず、サービスの提供により利用者に予期せぬ事故が発生した場合は、以下のとおり、迅速かつ適切な対応により、円滑・円満な解決に努めます。

- ① 速やかに主治医、家族等、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）等、および市町村の担当部署に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ② 事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の心身・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償いたします。そのために介護事業者損害賠償保険に加入しています。
- ③ 事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

■虐待の防止のための措置

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
 - (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

■身体拘束等の禁止

- 1 訪問看護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命はまたは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録します。
- 3 身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置
委員会の開催 年1回以上
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ③ 身体拘束等の適正化のための研修の実施

■業務継続計画の策定等

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図る計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施

します。

- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

■衛生管理等

感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置
委員会の開催 6 か月に 1 回以上
- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施 年 1 回以上

■従業者研修の実施について

従業者の資質向上を図るために、研修の機会を以下のとおり設けています。

採用時研修：採用後 1 ヶ月以内

継続研修：年 1 回以上

また、事業所の年間教育計画と一人ひとりの個別育成計画を毎年度立て、教育研修を実施しています。

■秘密保持

従業者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らさないこと、それは雇用関係消失後も同様であることを書面で誓約しています。

■個人情報の利用目的と取り扱い

1. 使用目的

- (1) 介護サービス・介護予防サービスの提供を受けるにあたって、事業所と居宅介護支援事業所の介護支援専門員(介護予防にあつては地域包括支援センターまたはその委託を受けた介護支援専門員)との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)のほか、居宅介護支援事業所の介護支援専門員(介護予防にあつては地域包括支援センターまたはその委託を受けた介護支援専門員)または介護サービスおよび介護予防サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービス・介護予防サービスの提供を受けている場合で、体調等の変化およびけが等で救急車出動を要請する際の情報提供や医療機関を受診した際、医師・看護職員等に説明する場合。

2. 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画および介護予防サービス計画に掲載されている事業所。
- (2) 医療機関(体調等の変化およびけが等で診療することとなった場合)。

3. 使用する期間

当事業所よりサービスの提供を受けている期間

4. 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては、関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

5. 医療生協さいたまの個人情報の取り扱いについては別紙により説明いたします。

■第三者評価の実施

無

■相談・要望・苦情などの窓口

○サービスに関する相談・要望・苦情などは、下記相談窓口にお寄せください。

《サービス相談窓口》

担 当：管理者 森田 綾香 電話番号：０４８－７９２－０５３１

受付時間：月曜日～土曜日 午前８時３０分～午後５時３０分

当事業所以外に、市町村等の相談・苦情窓口に苦情を申し出ることができます。

- 春日部市介護保険課 : ０４８－７３６－１１１１（代）
- さいたま市岩槻区高齢介護課 : ０４８－７９０－０１１１（代）
- 埼玉県国民健康保険団体連合会 : ０４８－８２４－２５６８（苦情相談専用）

訪問看護（介護予防訪問看護）の提供開始にあたり、利用者に対して本書面で重要な事項を説明しました。

<事業者> 医療生協さいたま生活協同組合
代表理事 増田 剛

<所在地> 埼玉県川口市木曽呂１３１７

<事業所> 医療生協ケアセンターひだまり
(介護保険事業者番号 １１６０６９００６５)

<所在地> 埼玉県春日部市谷原２－４－１２ ２階

<説明者> _____

私は、本書面により、事業者から訪問看護および介護予防訪問看護についての重要事項の説明を受け、署名又は記名押印の上、その内容を了承します。

また、個人情報の利用目的・取り扱いにより、事業者から個人情報の取り扱いについて説明を受け、署名又は記名の上その内容に同意いたします。

年 月 日 <利用者氏名>

<代筆者氏名>

<利用者との続柄>

利用者家族の個人情報の利用目的・取り扱いについて本書面および別紙により説明を受け、その内容に同意します。

家族代表 <住 所>

<氏 名>

<利用者との続柄>